

静岡市岸壁利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市が静岡市清水区清開一丁目173番地の1に設置する静岡市岸壁（以下「岸壁」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所)

第2条 岸壁のうちこの要綱に基づく利用に供する場所は、別図斜線表示箇所とする。

(利用時間)

第3条 岸壁を利用することができる時間（以下「利用時間」という。）は、終日（午前零時から午後12時までをいう。）とする。

(利用の申込み)

第4条 岸壁を利用しようとする者は、静岡市岸壁利用申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

(利用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、岸壁の利用を承認したときは、静岡市岸壁利用承認通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、速やかに市有財産（静岡市岸壁）賃貸借契約書（様式第3号）により、市と契約を締結しなければならない。

(利用の不承認)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、岸壁の利用を承認しないことができる。

- (1) 岸壁を利用しようとする船舶の総トン数、構造等から、その船舶を岸壁に係留することが困難であるとき。
- (2) 岸壁の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。

(貸付料)

第7条 利用者は、岸壁の利用に係る貸付料（以下「貸付料」という。）を、第5条第2項の規定により締結した契約の定めるところにより、市に納付しなければならない。

2 貸付料の額は、利用時間24時間までごとに、係留する船舶の総トン数1トン（総トン数に1トンに満たない端数があるときは、これを1トンに切り上げて計算する。）につき11円70銭とし（その額が100円に満たないときは100円とし、その額に100円に満たない端数が生じたと

きは、その端数は100円として計算する。)、使用期間及び100分の110を乗じて得た額とする。
この場合において、第5条第1項の規定による利用の承認に係る船舶が複数ある場合は、当該船舶ごとに貸付料の額を計算するものとする。

3 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に貸付料を定めることができる。

(利用内容の変更の承認申請)

第8条 利用者は、第5条第1項の規定により市長の承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ静岡市岸壁利用内容変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用内容の変更の承認)

第9条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、静岡市岸壁利用内容変更承認通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(利用状況の報告)

第10条 利用者は、その利用期間が1月以上であるときは、第5条第2項の規定により締結した契約の定めるところにより、1月ごとにその利用状況を報告しなければならない。

(臨時の休止)

第11条 市長は、岸壁の補修その他岸壁の管理上必要があるときは、臨時に岸壁の利用を中止させることができる。この場合において、市長は、利用者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、岸壁の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

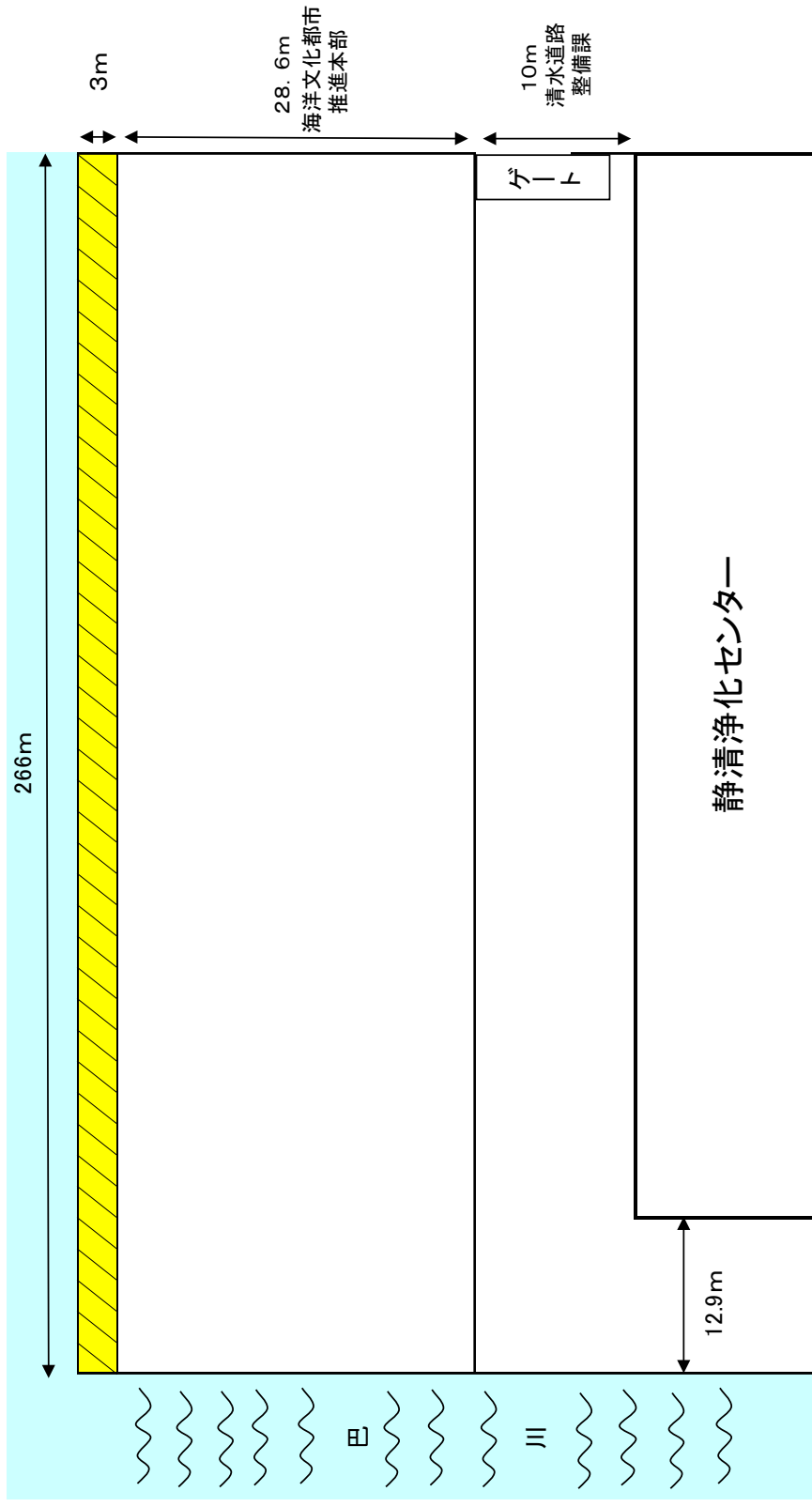
附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別図 (第2条関係)



様式第1号（第4条関係）

静岡市岸壁利用申込書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申込者 住所 { 法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名 }
電話

静岡市岸壁を利用したいので、静岡市岸壁利用要綱第4条の規定により次のとおり申し込みます。

船種船名		船舶の国籍	
船舶の総トン数		船主	
船舶の全長			
利用申込期間	年 月 日（ 曜日）	時から	日間
	年 月 日（ 曜日）	時まで	
備考			

（注）申込者氏名欄には、申込者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申込者が法人又は団体の場合は、記名押印してください。

様式第2号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市岸壁利用承認通知書

年 月 日付けで申込みのあった静岡市岸壁の利用については、静岡市岸壁利用要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり承認したので、通知します。なお、要綱第5条第2項の規定に基づき、速やかに本市と市有財産（静岡市岸壁）賃貸借契約書を締結してください。

1 利用を承認する船舶

船種船名		船舶の国籍	
船舶の総トン数		船主	
船舶の全長			

2 利用期間

年 月 日（ 曜日） 時から

年 月 日（ 曜日） 時まで（ 日間）

様式第3号（第5条関係）

市有財産（静岡市岸壁）賃貸借契約書

岸壁の賃貸借に関し、貸付人静岡市（以下「甲」という。）は、借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（貸付物件の表示）

第2条 甲は、次に掲げる岸壁（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受けるものとする。

岸壁の所在及び地番	備考
静岡市清水区清開一丁目173番地の1の一部	詳細別図のとおり

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を静岡市岸壁利用要綱（平成〇年〇月〇日施行。以下「要綱」という。）

第5条第1項の規定により利用の承認を受けた船舶を接岸させる岸壁として自ら使用し、他の用途に使用してはならない。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、要綱の定めるところによる。

※貸付期間が1月未満の場合

（実績の報告）

第6条 乙は、第4条に規定する貸付期間（以下「貸付期間」という。）の終了後、速やかに静岡市岸壁使用実績報告書を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

※貸付期間が1月以上の場合

（実績の報告）

第6条 乙は、第4条に規定する貸付期間（以下「貸付期間」という。）の間は、静岡市岸壁使用実績報告書に1月ごとの貸付物件の使用実績を記載し、当該月の翌月10日までに甲に提出し、その確認を受けなければならない。

（貸付料の納付）

第7条 第5条に規定する貸付料は、前条の規定による確認の終了後、甲の発行する納付書をもって、甲の指定する日までに納付しなければならない。

(貸付料の改定)

第8条 甲は、経済情勢の著しい変動、貸付物件の状況の著しい変化その他正当な理由があると認めるときは、第5条の規定にかかわらず、貸付料の増額を乙に請求することができる。

(遅滞金)

第9条 乙は、第7条の規定による納付期限までに貸付料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、遅滞日数1日につき、納付すべき金額の2,000分の1に相当する額の遅滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 乙が、貸付料及び遅滞金を納付すべき場合において、納付した金額が貸付料と遅滞金との合計額に満たないときは、まず遅滞金から充当する。

(貸付物件の引渡し)

第11条 甲は、貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(現状変更の禁止)

第12条 乙は、貸付物件の現状を変更してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、貸付物件の賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(保全義務等)

第14条 乙は、善良な管理者の注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。この場合における費用は、全て乙の負担とする。

2 乙は、貸付物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、その責任において損害の発生を防止し、損害が発生したときは、その責任においてこれを賠償しなければならない。

(実地調査等)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、乙に対し、その状況について質問し、実地に調査し、又は参考資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

- (1) 第7条の規定による貸付料の納付がないとき。
- (2) 前3条に規定する義務に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要があると認めたとき。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に規定する義務に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 甲は、貸付物件を甲若しくは公共団体において公用若しくは公共用に、又は甲の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（契約の相手方が個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡県条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 乙は、貸付期間中であっても、いつでもこの契約を解除することができる。

(原状回復)

第17条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、自己の負担で貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

2 甲は、乙が前項に規定する義務を履行しないときは、乙に代わってこれを原状に回復して、乙にその費用を請求することができる。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、貸付物件の使用に当たり、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 貸付物件の使用に当たり、乙に損害を生じても、甲は、一切の責めを負わない。

(有益費等の放棄等)

第19条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第16条の規定によりこの契約を解除し、又は解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費、有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

2 乙は、貸付物件を返還する場合においては、第16条第2項の規定による場合を除き、一切の補償を要求することができない。

(定めのない事項等の処理)

第20条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

所在地

貸付人 甲

静岡市長 氏 名

印

借受人 乙

住所

〔法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名

〔法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名

印

静岡市岸壁利用内容変更承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者
住所 { 法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名 }
電話

年 月 日付け 第 号により利用の承認を受けた静岡市岸壁の利用内容の変更について、承認を受けたいので、静岡市岸壁利用要綱第8条の規定により次のとおり申請します。

1 変更しようとする内容

項目	変更前	変更後
船種船名		
船舶の国籍		
船舶の総トン数		
船主		
船舶の全長		
利用期間	年 月 日（ 曜日） 時から 年 月 日（ 曜日） 時まで (日間)	年 月 日（ 曜日） 時から 年 月 日（ 曜日） 時まで (日間)

(注) 変更がない事項の欄は、記入する必要はありません。

2 変更しようとする理由

(注) 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人又は団体の場合は、記名押印してください。

様式第5号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市岸壁利用内容変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった静岡市岸壁の利用内容の変更については、静岡市岸壁利用要綱第9条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容